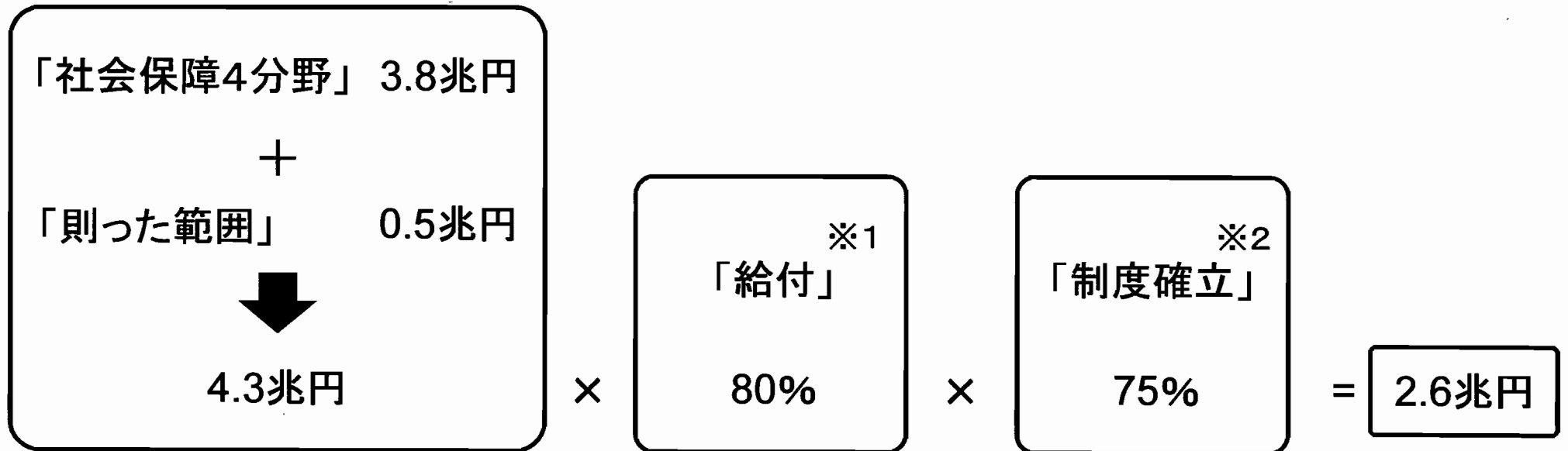


役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



※1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

「社会保障4分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業（3.8兆円）

医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- ・障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）
- ・夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

子ども・子育て

- ・保育所（公立・私立）
- ・幼稚園（公立・私立）
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

「則った範囲」として追加する事業（0.5兆円）

医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所（保健師）（注1）

介護

- ・養護老人ホーム等（老人保護措置費）（公立・私立）
- ・その他の施設（注2）
- ・居宅介護・活動支援等（注2）

子ども・子育て

- ・その他の施設（注2）
- ・地域療養・居宅介護等（注2）

（注1）「保健所（保健師）」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の person 費に限定。

（注2）地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。